

和歌山県の情報公開・個人情報保護

令和2年度の情報公開制度・個人情報保護制度実施状況報告書

令和 3 年 11 月

和歌山県総務部総務管理局総務課

目 次

情報公開制度

I 情報公開制度のあらまし

1 情報公開制度の目的	1
2 公文書開示制度	1
3 情報公開の総合的な推進	4

II 情報公開制度の運用状況

1 公文書の開示請求の処理状況	6
2 公文書の任意開示の申出の処理状況	12
3 審査請求の状況	12
4 和歌山県情報公開・個人情報審議会	14

III 情報提供の状況

1 行政資料の利用状況	15
2 情報公開コーナーの主な配架資料	16

個人情報保護制度

I 個人情報保護制度のあらまし

1 個人情報保護制度の目的	18
2 個人情報保護制度の概要	18

II 個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報ファイル簿の件数	22
2 保有個人情報の開示請求等	23
3 審査請求の状況	29
4 和歌山県情報公開・個人情報保護審議会の状況	30

III 口頭により開示請求をすることができる個人情報及び実施状況

31

情報公開制度

I 情報公開制度のあらまし

1 情報公開制度の目的

和歌山県では、平成5年10月1日に「和歌山県公文書の開示に関する条例」（以下「旧条例」という。）が施行され、情報公開制度がスタートしました。その後、社会情勢の変化、地方分権の推進、法律との調整により旧条例を見直す必要が出てきたため、「原則公開」の徹底と「個人のプライバシーの保護」への最大限の配慮を基本としつつ、「県民の知る権利」、「行政の説明責務」等が盛り込まれた和歌山県情報公開推進懇話会の提言を踏まえ、旧条例を全面改正した「和歌山県情報公開条例」（以下「条例」という。）が平成13年3月27日に公布され、同年10月1日から施行されています。

本県の情報公開制度は、①公文書開示制度、②情報提供制度という2本の柱から構成されています。公文書開示制度は、条例によって創設された県民等の公文書の開示を求める権利に対し、県が一定の範囲で開示義務を負うものです。また、情報提供制度は、県が積極的にその保有する情報を県民に提供していこうというものです。そして、両者は、それぞれ機能を分担しながら、相互に補完し合う関係になっており、この2つの施策を総合的に実施することによって、県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政をより一層推進していくことが情報公開制度の目的です。

2 公文書開示制度

公文書開示制度は、県が保有する公文書について、その開示を求める県民等の権利を条例により明らかにしたものです。具体的には、自らが見たいと思う公文書について開示請求を行い、その請求に係る公文書がこの条例で定める要件を満たした公文書であれば、その公文書を閲覧し、又は写しの交付を受けることができるというものです。

(1) 実施機関

条例において「実施機関」とは、条例に基づき公文書の開示等を実施する機関で、以下の15機関がこれに当たります。

知事、議会、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、警察本部長、県が設立した地方独立行政法人（※）並びに和歌山県住宅供給公社及び和歌山県土地開発公社（以下「地方公社」という。）

※ 現在、公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「県立医科大学」という。）が該当

(2) 公文書の定義

旧条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）であって、決裁又は供覧等の手続が終了し、実施機関が管理していたものですが、条例においては、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものを「公文書」と定義しました。

(3) 請求権者

条例において「請求権者」とは、実施機関に対して公文書の開示を請求することができる者で、県内外、個人、法人を問わず「何人も」公文書の開示請求をすることができます。

(4) 請求の対象となる公文書の範囲

開示請求ができる公文書の範囲については以下のとおりです。

ア 議会、公安委員会、警察本部長及び地方公社を除く実施機関

(ア) 平成 13 年 4 月 1 日以後に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した公文書

(イ) 平成 13 年 3 月 31 日以前に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した公文書であって、平成 5 年 4 月 1 日から平成 13 年 3 月 31 日までの間に決裁又は供覧等の手続が終了した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）

(ウ) 平成 13 年 3 月 31 日以前に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した公文書であって、平成 13 年 4 月 1 日以後に決裁又は供覧等の手続が終了した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）

イ 議会、公安委員会及び警察本部長

(ア) 平成 13 年 4 月 1 日以後に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した公文書

(イ) 平成 13 年 3 月 31 日以前に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した公文書であって、平成 13 年 4 月 1 日以後に決裁又は供覧等の手続が終了した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）

ウ 県立医科大学及び地方公社

- (ア) 平成 14 年 10 月 1 日以降に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した公文書

(5) 請求の手続

公文書の開示請求は、実施機関に対して、必要事項を記載した公文書開示請求書を提出して行います。当該請求の受付窓口として、県庁内に総合公開窓口（情報公開コーナー）と各課室の情報公開相談員（※）、地方機関及び振興局に地方公開窓口と各部の情報公開相談員（※）を設置しています。議会については県議会事務局総務課が、公安委員会及び警察本部長については警察本部情報公開コーナー及び各警察署警務課が受付窓口となっています。また、県立医科大学及び地方公社についてはそれぞれの機関に受付窓口を設けています。

※ 平成 25 年 1 月 1 日より、公文書開示請求の受付窓口の県庁各課及び振興局各部に開示請求を補助する情報公開相談員を設置しています。

(6) 請求に対する決定

実施機関は、公文書開示請求書を受け付けたときは、受け付けた日の翌日から起算して 15 日以内に開示するかどうかの決定を行います。決定の通知は、即日開示を除き、書面により行います。

なお、実施機関は、やむを得ない理由によりその 15 日以内の期間内に開示するかどうかの決定ができないときは、公文書開示請求書を受付した日の翌日から起算して 60 日を限度として当該期間を延長することができます。

(7) 開示の方法

公文書の開示には、公文書を閲覧する方法と、公文書の写しの交付を受ける方法があり、その両方を求めることもできます。

なお、公文書の写しの交付を受ける場合には、その写しの交付に要する手数料として、複写機によるもの（白黒で日本産業規格 A 列 3 番までのもの）についてはその写し 1 枚につき 10 円、その他写しについては条例で定める金額となっています。なお、平成 15 年 4 月 1 日からは新たにカラーによるもの（日本産業規格 A 列 3 番までのもの）の場合は 1 枚につき 40 円となっています。

また、平成 25 年 1 月 1 日から公文書を閲覧する場合にも手数料を要します。（40 枚までの場合 4 枚までごとにつき 10 円、40 枚を超える場合 40 枚までごとにつき 100 円）

(8) 公文書の開示義務

条例は、「県民の公文書の開示を求める権利を十分に尊重するものとする」という第 3 条の規定からも明らかなように、公文書の原則公開を基本理念にしてお

り、実施機関は請求に係る公文書に次の非開示事項が記録されている場合を除き、公文書を開示しなければならないことになっています。

- (ア) 法令秘情報
- (イ) 個人に関する情報
- (ウ) 実施機関非識別加工情報
- (エ) 法人等に関する情報
- (オ) 公共の安全等に関する情報
- (カ) 審議、検討等に関する情報
- (キ) 事務又は事業に関する情報

(9) 審査請求

実施機関が行った非開示等の決定に対して不服のある場合には、その実施機関に対して行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。審査請求を受けた実施機関は、その審査請求が不適法であることを理由として却下するとき及び決定又は裁決で、審査請求に係る開示決定等を取り消し又は変更し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとするときを除き、和歌山県情報公開・個人情報保護審議会に諮問しなければなりません。また、実施機関は、諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、その審査請求に対する裁決等を行わなければならないとされています。

なお、和歌山県情報公開・個人情報保護審議会は、優れた識見を有する10名以内の委員で構成され、第三者的な立場から審査請求の事案を審議するために設けられた知事の附属機関です。

(10) 公文書の任意開示

実施機関は、開示請求の対象とならない公文書のうち、保存期間が永久と定められており、かつ、検索資料が整備されている公文書について、開示の申出があったときは、その公文書の開示に努めるものとされています。

3 情報公開の総合的な推進

情報公開を公文書開示制度と共に推進していく制度として、情報提供制度があります。

情報提供制度とは、実施機関が自主的・能動的に、又は県民の求めに応じて任意に県政に関する情報を広く県民の利用に供する制度であり、公文書の情報を整理、また、説明を加え理解しやすい形で提供できる利点を持っています。

公文書開示制度は、公文書の持つ専門的な性格のため、どうしても県民に対する情報公開制度としては限界があります。したがって、県民の必要としている情報を、可能な限り分かりやすく、正確かつ迅速に提供できるように、情報の総合的な管理

体制を確立し、自己の広報手段を拡充するとともに、報道機関に対する積極的な情報提供を行う等情報公開の有機的、総合的な推進に一層努める必要があります。

本県では、情報提供施策の1つとして、県庁本館2階に「情報公開コーナー」を設置し、和歌山県、その他の地方自治体、国等の刊行物、統計書等を収集し、県民の閲覧に供するほか、写しの交付、有償刊行物の販売などを行っています。

また、県が保有する情報についての相談にも応じています。

Ⅱ 情報公開制度の運用状況

1 公文書の開示請求の処理状況

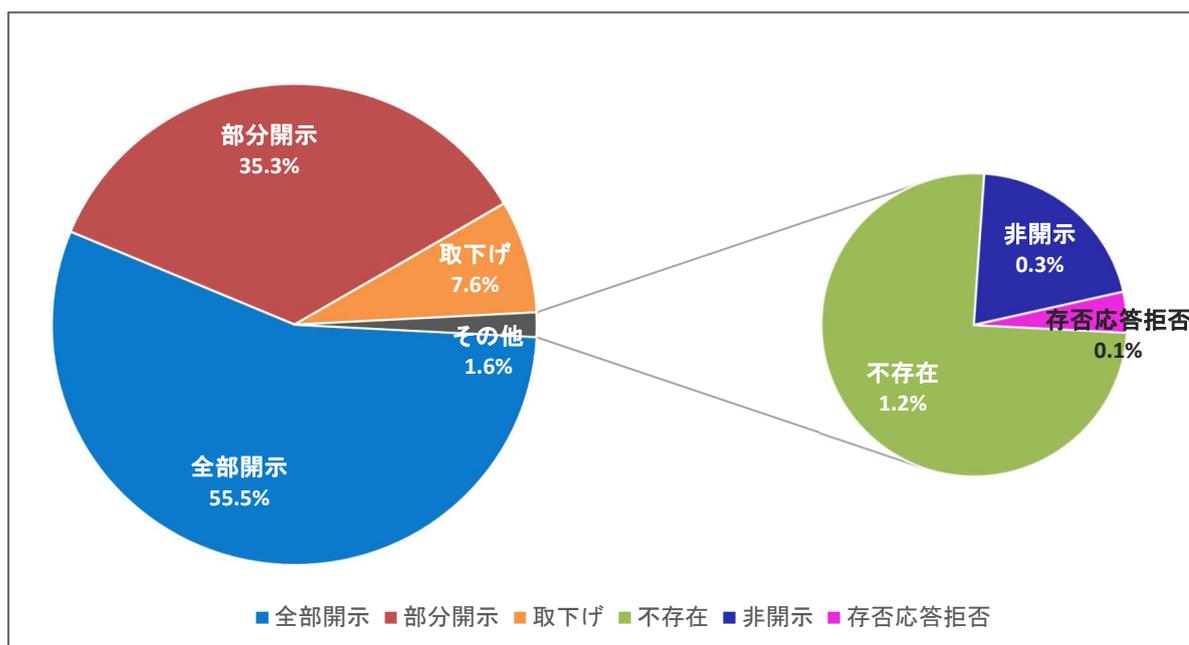
以下に掲げる表は、令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）を含む過去3年度分の処理状況を示したものです。今年度の開示率は99.6%で、前年度に比べて0.3ポイントダウンしました。

(1) 請求件数及び決定内容等の区分

区分	請求件数	決定内容等							開示率※
		開示			非開示			取下げ	
		全部開示	部分開示	計	非開示情報	不存在	存否応答拒否		
令和2年度	5,732	3,181	2,024	5,205	19	70	4	434	99.6%
令和元年度	6,729	2,987	3,557	6,544	8	61	4	112	99.9%
平成30年度	5,933	4,203	1,669	5,872	0	31	6	24	100%

※「開示率」＝「（全部開示＋部分開示）／（全部開示＋部分開示＋非開示情報）」
 小数第2位以下を四捨五入

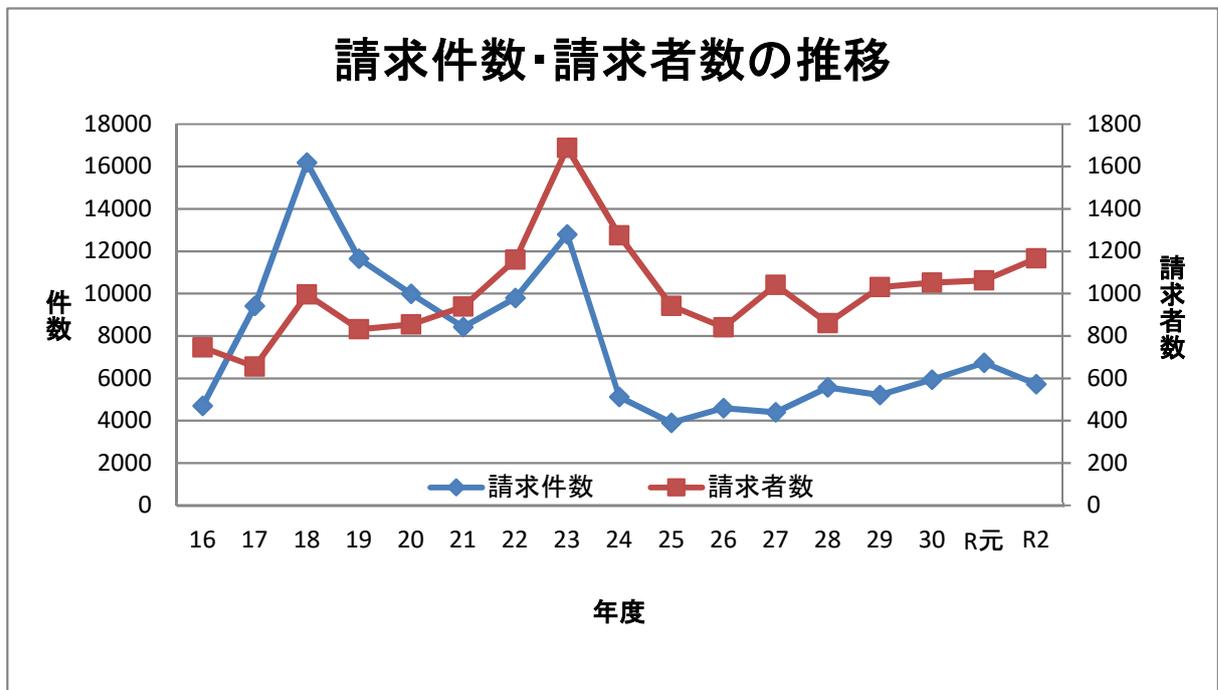
令和2年度の請求件数の決定区分



全部開示 55.5% 部分開示 35.3% 取下げ 7.6%
 非開示情報 0.3% 不存在 1.2% 存否応答拒否 0.1%
 （小数点第2位以下は四捨五入）

(2) 窓口別請求者数

区分		令和2年度	令和元年度	平成30年度
知事部局 各種委員会	総合公開	703	629	641
	地方公開	301	235	245
	担当課	83	105	87
議会		6	5	26
警察		65	78	48
県立医科大学		8	10	5
住宅供給公社		0	0	0
土地開発公社		1	0	0
計		1,167	1,062	1,052

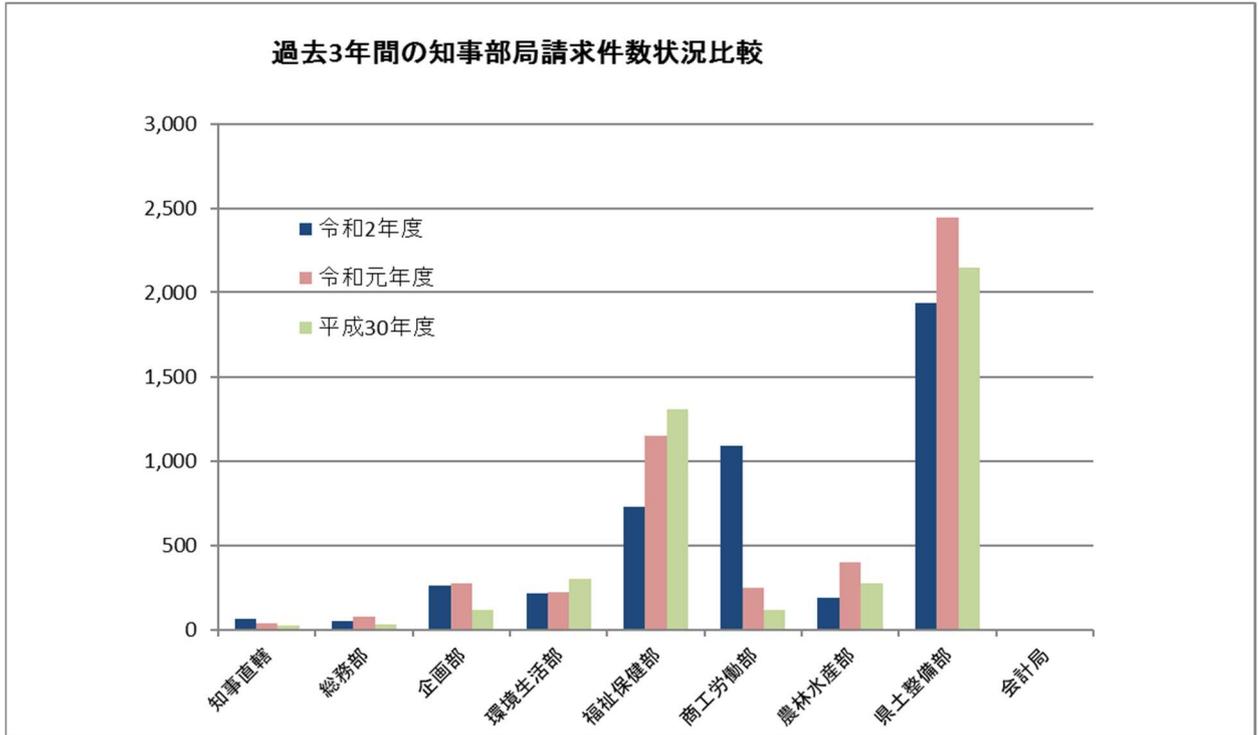


(3) 実施機関別請求状況

区分		令和2年度	令和元年度	平成30年度
知事部局	知事直轄	69	38	25
	総務部	54	80	32
	企画部	261	277	117
	環境生活部	214	225	299
	福祉保健部	727	1,150	1,308
	商工観光労働部	1,093	246	116
	農林水産部	191	402	278
	県土整備部	1,935	2,410	2,150
	会計局	1	0	0
	どの部局にも属さないもの	0	2	0
小計	4,545	4,830	4,325	
議会	109	84	194	
教育委員会	259	107	87	
公安委員会	0	0	370	
選挙管理委員会	561	764	368	
監査委員	0	0	0	
人事委員会	0	10	0	
労働委員会	0	0	0	
収用委員会	0	0	0	
海区漁業調整委員会	0	2	0	
内水面漁業管理委員会	0	0	0	
警察本部	249	922	584	
和歌山県立医科大学	8	10	5	
和歌山県住宅供給公社	0	0	0	
和歌山県土地開発公社	1	0	0	
計	5,732	6,729	5,933	

※ 令和2年度の実施機関別内訳

区分	請求件数	決定内容等							
		開示			非開示			取下げ	
		全部	部分	計	非開示情報	不存在	存否応答拒否		
知事部局	知事直轄	69	12	37	49	0	5	0	15
	総務部	54	22	22	44	0	4	0	6
	企画部	261	34	182	216	11	0	0	34
	環境生活部	214	103	53	156	0	6	2	50
	福祉保健部	727	73	628	701	6	5	1	14
	商工労働部	1,093	926	128	1,054	1	5	0	33
	農林水産部	191	128	37	165	1	6	0	19
	県土整備部	1,935	1,554	212	1,766	0	22	0	147
	会計局	1	1	0	1	0	0	0	0
	どの部局にも属さないもの	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	4,545	2,853	1,299	4,152	19	53	3	318	
議会	109	108	0	108	0	1	0	0	
教育委員会	259	85	60	145	0	0	0	114	
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	
選挙管理委員会	561	66	495	561	0	0	0	0	
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	
人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	
内水面漁業管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	
警察本部	249	62	169	231	0	15	1	2	
和歌山県立医科大学	8	6	1	7	0	1	0	0	
和歌山県住宅供給公社	0	0	0	0	0	0	0	0	
和歌山県土地開発公社	1	1	0	1	0	0	0	0	
計	5,732	3,181	2,024	5,205	19	70	4	434	



※ 件数の多い請求内容

部局名	主 な 内 容
県土整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・金入り工事設計書 ・道路計画平面図 ・道路位置指定申請書 ・建設業許可業者名簿
福祉保健部	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法人の財務諸表
環境生活部	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等に基づく許認可台帳(理美容等)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店舗立地法届出書 ・協同組合等の財務諸表 ・学校法人の財務諸表

(4) 非開示理由別内訳

非開示又は部分開示の決定をした公文書の非開示理由別の内訳です。2つ以上の非開示理由がある公文書については、すべての理由について集計しています。

条例の適用分

区分(該当条項)	令和2年度	令和元年度	平成30年度
法令秘情報(1号)	6	3	0
個人に関する情報(2号)	1530	2944	1327
実施機関非識別加工情報(3号)	0	0	0
法人等に関する情報(4号)(旧3号)	1317	2099	771
公共の安全等に関する情報(5号)(旧4号)	105	268	148
審議、検討に関する情報(6号)(旧5号)	5	0	0
事務又は事業に関する情報(7号)(旧6号)	229	245	167
その他(不存在・存否応答拒否)	74	65	37

※ 平成30年4月1日施行の和歌山県情報公開条例の改正により、第7条第3号として実施機関非識別加工情報が追加されたため、改正前の該当条項を旧3号から旧6号として表しています。

2 公文書の任意開示の申出の処理状況

以下に掲げる表は、令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）を含む過去3年度分の公文書任意開示申出の処理状況を示したものです。

請求件数及び決定件数等の区分

区分	請求件数	決定内容等						取下げ
		開示			非開示			
		全部開示	部分開示	計	非開示情報	不存在	存否応答拒否	
令和2年度	28	5	23	28	0	0	0	0
令和元年度	42	20	19	39	0	3	0	0
平成30年度	38	10	20	30	0	8	0	0

3 審査請求の状況

実施機関が行った公文書の非開示決定及び部分開示決定に対する審査請求は、令和2年度に受理したものが6件、令和元年度以前から継続しているものが2件あり、令和2年度中に取り扱った審査請求は合計8件です。これらの処理状況は以下のとおりです。

(1) 審査請求の件数及び処理状況

年度	審査請求件数	処理状況					
		全部認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	審査中
令和2年度	6	2	0	2	0	0	2
令和元年度	2	0	0	2	0	0	0

(2) 審査請求対象公文書及び審査会（審議会）（※）の状況

（※）令和2年12月24日より和歌山県情報公開・個人情報保護審議会を設置。（和歌山県情報公開審査会は同年12月23日をもって廃止）

諮問番号	審査請求 対象公文書	審査請求 年月日 実施機関（担当課）	審査会（審議会）		裁決等	原処分内容等
			諮問年月日	答申内容	裁決年月日	決定
			答申年月日		裁決内容	決定理由
187	漁業取締船又は漁業取締用務のために用船した民間船舶の航海日誌のうちある海域における航行の位置と日時が特定できるページ及び年度ごとに取りまとめた漁業取締の実施した日数が分かる書類	H31.4.24	R1.5.10	原処分妥当	R2.6.5	非開示
		知事（資源管理課）	R2.6.5		棄却	7号
188	くろまぐろに関する和歌山県の地先海面の範囲を示す文書又は図面	R1.5.31	R1.6.19	原処分妥当	R2.6.23	全部開示
		知事（資源管理課）	R2.6.5		棄却	—
189	公衆浴場建替工事に伴う温泉法第3条に基づく土地の掘削許可をした責任者及びその役職が分かる情報	R2.5.1	R2.5.19	原処分妥当	R2.10.7	非開示
		知事（環境生活総務課）	R2.9.23		棄却	不存在
190	令和2年2月に和歌山県が実施したパブリックコメント『和歌山県洋上風力発電に係るゾーニングマップ及びゾーニング報告書【自然環境編】』に関し、和歌山県の意見掲載において、資源管理課としての意思を決定した際の決裁文書	R2.6.19	R2.6.29	原処分妥当	R2.12.28	非開示
		知事（資源管理課）	R2.12.16		棄却	不存在
—	和歌山県青少年育成事業補助金に関し和歌山県補助金等交付規則第21条第1項の規定により和歌山市から報告を徴収し、または和歌山市に対し職員に検査させ、若しくは質問させるのに当たって作成し、又は取得した公文書	R2.10.2	—	—	R3.2.17	部分開示
		知事 （青少年・男女共同参画課）	—		全部認容	7号
191	知事定例記者会見の加工前の会議録及び動画	R2.7.7	R2.7.9	全部取消	R3.4.1	部分開示
		知事（広報課）	R3.3.31		認容 （答申どおり）	2号
(情)1	西牟婁振興局保健所温泉掘削担当に電話をしたとき、申請人に対して「財産区敷地内に立ち入るな。」と命令した職員の氏名・役職が分かる情報	R2.12.17	R3.2.4	—	—	非開示
		知事（環境生活総務課）	審議中		—	存否応答拒否
(情)2	公衆浴場建築確認申請許可を下した西牟婁振興局建設部建築課建築グループの責任者の氏名及び役職が分かる情報	R3.3.4	—	—	—	全部開示
		知事（建築住宅課）	—		—	—

4 和歌山県情報公開審査会及び和歌山県情報公開・個人情報保護審議会の状況

和歌山県情報公開審査会及び和歌山県情報公開・個人情報保護審議会（情報公開関係）は、令和2年度において計11回開催され、以下のとおり、諮問事項の審議等を行いました。

回	開催年月日	審議内容等
第229回	令和3年5月22日	・諮問第187号及び第188号の審議
第230回	令和3年7月6日	・諮問第189号の審議
第231回	令和3年8月3日	・諮問第189号及び第190号の審議
第232回	令和3年9月11日	・諮問第189号、第190号及び第191号の審議
第233回	令和3年10月19日	・諮問第190号及び第191号の審議
第234回	令和3年11月16日	・諮問第190号及び第191号の審議
第235回	令和3年12月14日	・諮問第190号及び第191号の審議
総会	令和3年1月8日	・会長の選出等
第1回 第1部会	令和3年1月27日	・諮問第191号の審議
第2回 第1部会	令和3年2月17日	・諮問第191号の審議
第3回 第1部会	令和3年3月26日	・諮問第191号、諮問(情)第1号の審議

Ⅲ 情報提供の状況

1 行政資料の利用状況

以下に掲げる表は、令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）を含む過去3年度分の情報公開コーナーの利用状況を示したものです。

(1) 行政資料の利用件数

区分	利用件数			利用者数
	閲覧	貸出	計	
令和2年度	161	267	428	128
令和元年度	150	512	662	109
平成30年度	104	416	520	67

(2) 利用者別内訳

区分	公務員	教員	会社員等	報道機関	学生	その他	計
令和2年度	32	16	58	1	13	16	136
令和元年度	19	6	66	1	5	12	109
平成30年度	10	3	51	0	3	0	67

(3) 写しの交付枚数等

区分	行政資料の利用	
	交付者数	交付枚数
令和2年度	126	1,636
	155	2,532
令和元年度	146	2,841
平成30年度		

2 情報公開コーナーの主な配架資料

(1) 情報公開コーナーに配架している主な行政資料

区 分	行 政 資 料 名
知事室	・ 県政のあゆみ ・ 県民の友 ・ W-ing など
総務部	・ 文書事務の手引 ・ 予算の概要 ・ 和歌山県の情報公開・個人情報保護 ・ 消防防災年報 ・ 和歌山県議会定例会予算説明書 ・ 主要施策の成果 ・ 和歌山県地域防災計画 ・ 市町村決算の概況 ・ 市町村データブック ・ 和歌山県税務統計書 ・ 和歌山県報 ・ 和歌山県国民保護計画 ・ 法人の経営状況報告書 ・ 県税のあらまし など
企画部	・ 「和歌山県長期総合計画」～未来に羽ばたく元気な和歌山～ ・ 図表で見る県勢 ・ 土地利用動向調査 ・ 和歌山県地価調査基準地価格要覧 ・ 和歌山県のすがた ・ 和歌山県人権施策基本方針 ・ 100の指標からみた和歌山 ・ 和歌山県の商業 ・ 和歌山県の工業 ・ 和歌山県統計年鑑 ・ 消費者物価指数年報 ・ 統計からみた和歌山県の魅力 など
環境生活部	・ 県民相談年報 ・ 和歌山県環境白書 ・ 和歌山県男女共同参画年次報告書 ・ 保全上重要なわかやまの自然 ・ 鳥獣保護区等位置図 など
福祉保健部	・ 和歌山県の生活保護 ・ 紀州の国保 ・ 和歌山県介護保険事業年報 ・ わかやま長寿プラン など
商工観光労働部	・ 商工観光労働行政の概要 ・ 観光客動態調査報告書 ・ きのくに産業白書 など
農林水産部	・ 和歌山県の農林水産業 ・ 和歌山の果樹 ・ 和歌山の水産 ・ わかやまの農業農村整備 ・ 森林林業および山村の概況 など
県土整備部	・ 県土整備部予算の概要 ・ 和歌山県の道路 ・ 道路交通情勢調査 ・ 和歌山県都市計画マスタープラン ・ 和歌山県の下水道 ・ 和歌山県水防計画書 ・ 和歌山県港湾統計 ・ 和歌山県の河川 ・ 和歌山県の漁港 など
各種委員会	・ 職員の給与等に関する報告及び勧告 ・ 選挙の記録 ・ 和歌山県歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書

	・政治団体等の収支報告書の要旨 など
警察本部	・交通年鑑 ・犯罪統計書 ・和歌山の警察 など
市町村	・県内市町村の広報誌 ・県内市町村史 ・県内市町村要覧 など
国等	・国勢調査結果 ・日本統計年鑑 ・商業統計 ・家計調査 ・農林漁業センサス ・事業所・企業統計 ・建築統計年報 など
その他	・21世紀WAKAYAMA ・和歌山県史 ・和歌山県職員録 ・他都道府県の統計 など

なお、情報公開コーナー（県庁本館2階）では、ここに掲載した行政資料のほかにも、多数行政資料を保有し、閲覧に供するほか、写しの交付も行っています。

(2) 令和2年度有償刊行物販売数ベスト5

刊行物名	部数
建設工事にかかる《新公共調達制度》の手引き[令和2年度版]	834
土木請負工事必携(2葉の1・2葉の2)	81
令和2年度 指標からみた和歌山県のすがた	10
令和2年 和歌山県統計年鑑	9
和歌山県レッドデータブック【2012年改訂版】	8

個人情報保護制度

I 個人情報保護制度のあらまし

1 個人情報保護制度の目的

情報化社会の進展により、様々な情報が大量かつ迅速に流通し、私たちの社会生活に多くの利便性をもたらしてくれました。しかし、その反面で、自分の情報が知らないうちに不適正な取扱いをされているのではないかと不安感やプライバシーの侵害のおそれがあります。

このことから、和歌山県では、個人情報を適正に取り扱う上で守るべきルールを定め、県の保有する個人情報について開示、訂正及び利用停止請求を求める権利を明らかにする等した「和歌山県個人情報保護条例」（以下「条例」という。）を制定し、条例に基づいた個人情報保護制度を運用しています。

2 個人情報保護制度の概要

(1) 個人情報とは

「個人情報」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。また、個人番号（マイナンバー）をその内容に含む個人情報を「特定個人情報」といいます。

ア 個人の氏名、住所、生年月日、職業など個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報を含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 実施機関

条例において「実施機関」とは、条例に基づき個人情報保護制度を実施する機関で、以下の15機関がこれに当たります。

知事、議会、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、警察本部長、県が設立した地方独立行政法人（※）並びに和歌山県住宅供給公社及び和歌山県土地開発公社（以下「地方公社」という。）

※ 現在、公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「県立医科大学」という。）が該当

(3) 実施機関が取り扱う個人情報の保護

ア 収集の制限

個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ適正な方法により収集しなければなりません。なお、原則として、本人から収集します。

また、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する要配慮個人情報は、原則として、収集することができません。

イ 適正な管理

個人情報取扱事務の目的に必要な範囲内で、保有個人情報が事実と合致するよう努めるとともに、漏えい、滅失又はき損等の防止、その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。

また、保有する必要がなくなった保有個人情報は、確実かつ速やかに廃棄又は消去します。

ウ 職員等の義務

実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しません。なお、職員であった者も同様です。

エ 委託に伴う措置

個人情報取扱事務を外部に委託するときは、委託先において、個人情報の保護に関し必要な措置を講じます。

オ 利用及び提供の制限

原則として、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、保有個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供しません。

また、原則として、通信回線を用いた電子計算機等の結合（オンライン結合）による実施機関以外への保有個人情報の提供は行いません。

カ 特定個人情報の利用及び提供

特定個人情報は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときを除き、目的以外の目的のために実施機関内部で利用しません。

また、特定個人情報とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、実施機関以外のもので提供しません。

キ 個人情報ファイル簿の作成及び公表

個人情報ファイルを保有する場合、当該個人情報ファイルの名称や目的及び記録項目等を記載した個人情報ファイル簿を作成及び公表します。

(4) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求等

ア 保有個人情報開示請求

何人も、実施機関に対して、当該実施機関が保有している自己を本人とする保有個人情報について開示請求をすることができます。

開示請求のあった自己を本人とする保有個人情報は、原則として開示しますが、以下に掲げる情報については、開示することはできません。

(ア) 法令秘情報

(イ) 開示請求者以外の個人に関する情報

(ウ) 法人等情報

(エ) 公共安全等情報

(オ) 審議検討等情報

(カ) 事務事業情報

(キ) 評価等情報

(ク) 未成年者及び成年被後見人に関する情報

イ 口頭による開示請求（簡易開示）

実施機関があらかじめ定めた保有個人情報については、口頭による開示請求をことができ、また、当該請求に対しては、直ちに開示します。

ウ 保有個人情報訂正請求

開示を受けた自己の個人情報の内容が事実でないと思料するときは、その個人情報の訂正請求をすることができます。

エ 保有個人情報利用停止請求

開示を受けた自己の個人情報が、収集の制限、利用及び提供の制限等に違反して不適正に取り扱われていると思料するときは、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止を請求することができます。

オ 審査請求

実施機関が行った開示請求、訂正請求及び利用停止請求に対する決定に不服があるときは、当該実施機関に対して行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。審査請求を受けた実施機関は、和歌山県情報公開・個

個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、審議会から諮問に対する答申を受け、当該答申を尊重し、審査請求に対する裁決を行います。

なお、審議会は、優れた識見を有する10名以内の委員で構成され、第三者的な立場から審査請求の事案の審議、その他の個人情報の保護に関する重要な事項について、調査審議等するために設けられた知事の附属機関です。

キ 苦情の処理

個人情報の取扱いに関する苦情に対して、適切かつ迅速な処理に努めます。

ク 個人情報保護窓口の設置

個人情報の保護に関する相談及び案内、保有個人情報に対する開示請求、訂正請求及び利用停止請求の受付その他個人情報の保護に関する事務を行うため、個人情報窓口を設置しています。

知事においては、県庁内に総合窓口（情報公開コーナー）、地方機関、振興局ごとに地方窓口を設置しています。

議会においては、県議会事務局総務課に、公安委員会及び警察本部長においては、警察本部情報公開コーナー及び各警察署警務課に窓口を設置しています。

また、地方公社及び県立医科大学については、それぞれの機関に窓口を設置しています。

Ⅱ 個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報ファイル簿の件数

令和2年度末現在で実施機関が公表している個人情報ファイル簿の件数は254件で、各実施機関の公表件数は次のとおりです。

(実施機関別ファイル簿件数)

実施機関	件数
知事	207
議会	0
教育委員会	9
公安委員会	0
警察本部長	16
選挙管理委員会	0
監査委員	0
人事委員会	0
労働委員会	0
収用委員会	0
海区漁業調整委員会	0
内水面漁業管理委員会	0
和歌山県立医科大学	22
和歌山県住宅供給公社	0
和歌山県土地開発公社	0
計	254

(知事部局内訳)

各部局	件数
知事室	6
総務部	20
企画部	5
環境生活部	15
福祉保健部	82
商工観光労働部	12
農林水産部	16
県土整備部	23
会計局	3
振興局	25
計	207

2 保有個人情報の開示請求等

以下に掲げる表は、令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）を含む過去3年度分の開示請求等の処理状況を示したものです。

(1) 開示請求件数及び決定件数等の区分別内訳

区分	請求件数	決定内容等						取下げ
		開示			非開示			
		全部開示	部分開示	計	非開示情報	不存在	存否応答拒否	
令和2年度	213	43	159	202	2	6	0	3
令和元年度	282	86	183	269	7	4	2	0
平成30年度	524	269	239	508	5	7	3	1

※ 件数には、口頭による開示請求は含んでいません。

(2) 訂正請求件数及び決定内容などの区分別内訳

区分	請求件数	決定内容等			
		訂正			非訂正
		全部	部分	計	
令和2年度	0	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0	0
平成30年度	0	0	0	0	0

(3) 利用停止請求件数及び決定内容等の区分別内訳

区分	請求件数	決定内容等			
		利用停止			非利用停止
		全部	部分	計	
令和2年度	2	0	0	0	2
令和元年度	0	0	0	0	0
平成30年度	0	0	0	0	0

(4) 窓口別請求者数

区分		令和2年度	令和元年度	平成30年度
知事 部局	総合公開	21	9	16
	地方公開	2	1	1
議会		1	0	0
警察		42	39	38
県立医科大学		2	33	1
住宅供給公社		0	0	0
土地開発公社		0	0	0
計		68	82	56

(5) 実施機関別請求状況

区分		令和2年度	令和元年度	平成30年度
知事 部局	知事室	0	0	12
	総務部	3	1	33
	企画部	0	0	0
	環境生活部	2	0	0
	福祉保健部	60	137	334
	商工観光労働部	0	0	0
	農林水産部	0	1	6
	県土整備部	0	0	51
	会計局	0	0	0
	小計	65	139	436
議会		1	0	0
教育委員会		0	4	0
公安委員会		0	2	0
選挙管理委員会		0	0	0
監査委員		0	0	0
人事委員会		0	0	0
労働委員会		0	0	0
収用委員会		0	0	0
海区漁業調整委員会		0	0	0
内水面漁業管理委員会		0	0	0
警察本部		145	104	87
和歌山県立医科大学		2	33	1
和歌山県住宅供給公社		0	0	0
和歌山県土地開発公社		0	0	0
計		213	282	524

※ 令和2年度の実施機関別内訳

区分		請求 件数	決定内容等						
			開示			非開示			取下げ
			全部	部分	計	非開示情報	不存在	存否応答 拒否	
知事 部局	知事室	0	0	0	0	0	0	0	0
	総務部	3	1	2	3	0	0	0	0
	企画部	0	0	0	0	0	0	0	0
	環境生活部	2	0	1	1	0	1	0	0
	福祉保健部	60	39	15	54	0	3	0	3
	商工観光労働部	0	0	0	0	0	0	0	0
	農林水産部	0	0	0	0	0	0	0	0
	県土整備部	0	0	0	0	0	0	0	0
	会計局	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	65	40	18	58	0	4	0	3
議会		1	1	0	1	0	0	0	0
教育委員会		0	0	0	0	0	0	0	0
公安委員会		0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会		0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員		0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会		0	0	0	0	0	0	0	0
労働委員会		0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会		0	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会		0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁業管理委員会		0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部		145	1	140	141	2	2	0	0
和歌山県立医科大学		2	1	1	2	0	0	0	0
和歌山県住宅供給公社		0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県土地開発公社		0	0	0	0	0	0	0	0
計		213	43	159	202	2	6	0	3

(6) 非開示理由別内訳

非開示又は部分開示の決定をした公文書の非開示理由別の内訳です。2つ以上の非開示理由がある公文書については、すべての理由について集計しています。

区分(該当条項)	令和2年度	令和元年度	平成30年度
法令秘情報(1号)	0	10	1
開示請求者以外の個人に関する情報(2号)	135	140	183
法人等情報(3号)	2	0	4
公共安全等情報(4号)	21	20	5
審議検討等情報(5号)	2	8	0
事務事業情報(6号)	38	52	165
評価等情報(7号)	1	15	70
未成年者及び成年被後見人に関する情報(8号)	0	4	2
その他(不存在・存否応答拒否)	6	6	0

(7) 口頭による開示請求状況

区分		令和2年度	令和元年度	平成30年度
知事 部局	知事室	0	0	0
	総務部	0	0	2
	企画部	0	0	0
	環境生活部	0	0	0
	福祉保健部	19	26	42
	商工観光労働部	6	0	3
	農林水産部	2	2	3
	県土整備部	0	0	0
	会計局	0	0	0
	小計	27	28	50
議会		0	0	0
教育委員会		3,509	3,366	3,940
公安委員会		0	1	0
警察本部		0	0	0
選挙管理委員会		0	0	0
監査委員		0	0	0
人事委員会		0	0	0
労働委員会		0	0	0
収用委員会		0	0	0
海区漁業調整委員会		0	0	0
内水面漁業管理委員会		0	0	0
和歌山県立医科大学		0	0	0
和歌山県住宅供給公社		0	0	0
和歌山県土地開発公社		0	0	0
計		3,536	3,395	3,990

3 審査請求の状況

開示決定等に対する審査請求の処理状況は以下のとおりです。

(1) 審査請求の件数及び処理状況

実施機関が行った保有個人情報の非開示決定及び部分開示決定に対する審査請求は、令和2年度に受理したものが1件、令和元年度以前から継続しているものが2件あり、令和2年度中に取り扱った審査請求は合計3件です。これらの処理状況は以下のとおりです。

区分	審査請求 の件数	処 理 状 況					
		全部認容	一部認容	棄 却	却 下	取下げ	審査中
令和2年度	1	0	0	0	0	0	1
令和元年度	2	0	0	2	0	0	0

(2) 審査請求の内容及び審議会（※）の状況

（※）令和2年12月24日より和歌山県情報公開・個人情報保護審議会を設置。（和歌山県個人情報保護審議会は同年12月23日をもって廃止）

諮問 番号	審 査 請 求 内 容	審査請求 年月日	審議会		裁決等
		実施機関 (担当課等)	諮問年月日	答申内容	裁決年月日
			答申年月日		裁決内容
25	保有個人情報開示請求について存否応答拒否が行われたことに対する審査請求	R1. 7. 31	R1. 12. 5	原処分 妥当	R2. 9. 18
		警察本部長	R2. 8. 31		答申のとおり裁決
26	保有個人情報開示請求について存否応答拒否が行われたことに対する審査請求	R1. 7. 31	R1. 12. 5	原処分 妥当	R2. 9. 18
		警察本部長	R2. 8. 31		答申のとおり裁決
(個)1	保有個人情報開示請求について不存在として非開示決定が行われたことに対する審査請求	R3. 1. 7	R3. 2. 22	審議中	—
		知事(環境生活 総務課)	—		—

4 和歌山県個人情報保護審議会及び情報公開・個人情報保護審議会の状況

和歌山県個人情報保護審議会及び和歌山県情報公開・個人情報保護審議会（個人情報保護関係）は、令和2年度において計10回開催され、以下のとおり、諮問事項の審議等を行いました。

回	開催年月日	審議内容等
第129回	令和2年6月5日	・諮問第25号及び第26号の審議
第130回	令和2年7月7日	・諮問第25号及び第26号の審議
第131回	令和2年7月31日	・諮問第25号及び第26号の審議 ・ハンセン病台帳等に係る死者の個人情報を遺族に提供することについて
第132回	令和2年8月24日	・諮問第25号及び第26号の審議 ・ハンセン病台帳等に係る死者の個人情報を遺族に提供することについて ・県税の賦課徴収等に関する業務に係る「特定個人特定個人保護評価書（全項目評価書）案」について
第133回	令和2年9月14日	・県税の賦課徴収等に関する業務に係る「特定個人特定個人保護評価書（全項目評価書）案」について
総会	令和3年1月8日	・会長の選出等
第1回 第2部会	令和3年2月17日	・個人情報の目的外利用の制限の例外とすべき事項について
第1回 第3部会	令和3年3月5日	・住民基本台帳ネットワークに係る報告について
第2回 第2部会	令和3年3月10日	・個人情報の目的外利用の制限の例外とすべき事項について
第3回 第1部会	令和3年3月26日	・諮問（個）第1号の審議

Ⅲ 口頭により開示請求をすることができる個人情報及び実施状況

知事部局

口頭により開示請求をすることができる個人情報		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所	請求件数
事務の名称	開示する内容			
行政書士試験	科目別得点	合格発表の日から1月間	市町村課	0
和歌山県立高等看護学院入学試験（推薦入試・一般入試）	総合得点	推薦入試は合格発表の翌日から1月間、一般入試は最終合格発表の日から1月間	和歌山県立高等看護学院	1
和歌山県立なぎ看護学校入学試験（推薦入試・一般入試）	総合得点	最終合格発表の日から1月間	和歌山県立なぎ看護学校	13
介護支援専門員実務研修受講試験	分野別得点	合格発表の日から1月間	長寿社会課	5
採石業務管理者試験	総合得点	合格発表の日から1月間	砂防課	0
和歌山県農林大学校入学試験・選考試験	総合得点	合格発表の日から1月間	農林大学校	2
和歌山県立和歌山産業技術専門学院入学試験	総合得点及び順位	合格発表の日から1月間	和歌山県立和歌山産業技術専門学院	3
和歌山県立田辺産業技術専門学院入学試験	総合得点及び順位	合格発表の日から1月間	和歌山県立田辺産業技術専門学院	0
知的障害者を対象とした和歌山県職員採用試験	総合得点及び順位	合格発表の日から1月間	人事課	0
世界遺産マスター認定試験	筆記試験の得点及び面接試験得点並びにそれらの合計点	可否の通知を発送した日から1月間	観光振興課	3

口頭により開示請求をすることができる個人情報		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所	請求件数
事務の名称	開示する内容			
和歌山県職員採用Ⅰ種（大学卒業程度）試験	（第1次試験不合格者）第1次試験の総合得点及び総合順位（第2次試験受験者）第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	合格発表日から1月間	人事委員会事務局	0
和歌山県職員採用Ⅱ種（短大卒業程度）試験	（第1次試験不合格者）第1次試験の総合得点及び総合順位（第2次試験受験者）第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	合格発表日から1月間	人事委員会事務局	0
和歌山県職員採用Ⅲ種（高校卒業程度）試験	（第1次試験不合格者）第1次試験の総合得点及び総合順位（第2次試験受験者）第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	合格発表日から1月間	人事委員会事務局	0
和歌山県警察官A採用試験	（第1次試験不合格者）第1次試験の総合得点及び総合順位（第2次試験不合格者）第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位（第3次試験受験者）第1次試験の総合得点及び総合順位、第1次試験及び第2次紙面を合わせた総合得点及び総合順位並びに第1次試験、第2次試験及び第3次試験を合わせた総合得点及び総合順位	合格発表日から1月間	人事委員会事務局	0

口頭により開示請求をすることができる個人情報		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所	請求件数
事務の名称	開示する内容			
和歌山県警察官B採用試験	(第1次試験不合格者)第1次試験の総合得点及び総合順位(第2次試験不合格者)第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位(第3次試験受験者)第1次試験の総合得点及び総合順位、第1次試験及び第2次紙面を合わせた総合得点及び総合順位並びに第1次試験、第2次試験及び第3次試験を合わせた総合得点及び総合順位	合格発表日から1月間	人事委員会事務局	0
和歌山県職員採用選考試験(第1次試験及び第2次試験を実施する場合)	(第1次試験不合格者)第1次試験の総合得点及び総合順位(第2次試験受験者)第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	合格発表日から1月間	人事委員会事務局	0
和歌山県職員採用選考試験(第2次試験を実施しない場合)	総合得点及び総合順位	合格発表日から1月間	人事委員会事務局	0
和歌山県育休任付職員採用試験(Ⅲ種相当)	(第1次試験不合格者)第1次試験の総合得点及び総合順位(第2次試験受験者)第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	合格発表日から1月間	人事委員会事務局	0

口頭により開示請求をすることができる個人情報		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所	請求件数
事務の名称	開示する内容			
和歌山県育休等任期付職員採用選考試験	(第1次試験不合格者)第1次試験の総合得点及び総合順位(第2次試験受験者)第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	合格発表日から1月間	人事委員会事務局	0
身体障害者を対象とした和歌山県職員採用試験	(第1次試験不合格者)第1次試験の総合得点及び総合順位(第2次試験受験者)第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	合格発表日から1月間	人事委員会事務局	0

教育委員会

口頭により開示請求をすることができる個人情報		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所	請求件数
事務の名称	開示する内容			
和歌山県立高等学校入学者選抜学力検査	一般入学における学力検査の教科別得点及び合計得点並びに第2次募集及び追学力検査における学力検査の得点	合格発表の翌日から1月間	受験した県立高等学校(分校で受験した者については、分校)	3,095
和歌山県立中学校入学者選考	和歌山県立中学校入学者選考における適正検査Ⅰ、適正検査Ⅱ及び作文の得点	選考結果発表の日の翌日から2週間及び当該選考結果発表の日の属する年度の3月22日から同月28日まで	受験した県立中学校	414

合計

3,536